基本契約に含まれる工事概要は下記のとおりとし、詳しい内容は、特記仕様書の補足事項又は設計図面の参考資料として示す内容とする。

①　基本契約名　東名高速道路(特定更新等)山北地区床版取替工事

②　基本契約対象工事の工事場所
東名高速道路
自）神奈川県足柄上郡大井町山田
至）神奈川県足柄上郡山北町谷ケ

③　基本契約対象工事の工事内容　本件は、大井松田ＩＣ～鮎沢ＰＡ（右ルート）間の大沢橋、尺里川橋、滝沢川橋（山北）、成就院橋、鶴野橋、堰口橋、鍛治屋敷第一橋、鍛冶屋敷第三橋、嵐橋、酒匂川橋、谷峨第一橋、谷峨第二橋、諸渕橋の床版取替、鋼桁補強、塗替塗装、支承取替、上部工耐震補強及び詳細設計等を行う工事である。

④　基本契約対象工事の概算数量
床版取替　約17千㎡
塗替塗装　約80千㎡
鋼桁補強　13橋
支承取替　約120基
上部工耐震補強　３橋
詳細設計　13橋

⑤　基本契約対象工事の工期　契約締結の翌日から1,800日間

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事の有資格者であること。）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
求める実績
コンクリート床版の新設又は取替を行った工事
注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
橋梁上部工を架設した工事
注）固定支保工による架設は除く。橋種・形式は問わない。

⑸　配置予定の技術者等

ア）技術者の専任に関する事項
次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。
なお、主任（監理）技術者の専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお､「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

イ）技術者の経験に関する事項

①　現場代理人又は主任（監理)技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。
（工事経験の設定年数は設定しない）
同種工事　橋梁上部工を架設した工事
注)固定支保工による架設は除く。橋種・形式は問わない。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

ウ）次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
・設計管理技術者
設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、調査等共通仕様書　１－７－１管理技術者の資格要件における設計業務の造園設計以外に記載のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
・照査技術者
照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、調査等共通仕様書　１－９－２照査技術者の資格要件における造園設計以外に記載のいずれかの要件に該当する者で、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に､「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき､「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。